

## ■海洋の活動を促進するための基本的施策の強化

### ○海洋調査の推進

- ・排他的経済水域等における海洋権益を確保し、海洋資源開発等を進めていくための基礎情報となる海底地形調査について、日本海、東シナ海などのデータが不足している海域における海底地形調査及び必要な海域における精密海底地形調査を実施する。
- ・関係機関と連携し、海洋環境に配慮した沿岸域の利用・管理の基礎データとなる海底地形、海象、海上気象などの海洋情報の収集と海洋環境のモニタリングの充実を図る。
- ・海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施する。
- ・地球温暖化をはじめとする気候変動の実態把握と気候解明のために、海洋気象観測船による高精度の海洋観測を継続するとともに、中層フロート等のデータを用いた海洋の監視を充実させ、海洋変動の監視・把握を行う。また、海洋関係の大学・研究機関等とのさらなる連携強化を図る。
- ・国際的な枠組みの下で行われる海洋観測及び各種海洋データ即時交換に参加し、調査の実施及び情報の充実に取り組む。

### ○海洋情報の一元化

- ・海洋情報の所在情報を一元的に収集・管理・提供しているクリアリングハウスを運用し、登録情報の拡充を図る。
- ・IODE（国際海洋データ・情報交換）の枠組みの下、国内の海洋調査機関による調査で得られた水温や海流等の海洋データを収集・管理するとともに、海洋データの円滑な国際交換の実施に取り組む。
- ・海洋の開発・利用・保全の促進及び海域の利用調整に資するため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理する海洋台帳を整備する。
- ・産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求めるなど、海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進する。

### ○管轄海域の確保

#### （低潮線等の保全）

- ・低潮線保全法に基づく取組として、低潮線保全区域内の行為規制、低潮線及びその周辺の巡視及び状況調査、行為規制の周知等を実施する。
- ・低潮線の保全を図るため、関係機関への空中写真の提供や情報交換などの連携を図りながら、地理空間情報の更新を実施する。

- ・沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修等を行うとともに、サンゴの増殖等による島の保全対策を検討する。また、沖ノ鳥島の護岸コンクリートの劣化診断調査を実施し、長寿命化のための維持管理上の課題の把握や、被災した際の緊急対策工法の検討を行う。
- ・離島の保全・管理を図るため、空中写真の周期的撮影による地理空間情報の更新や、排他的経済水域の外縁を根拠づける離島のうち、設置可能な離島への基準点の設置による位置情報の整備を実施する。
- ・排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、名称が不明確な場合には、関係機関と連携して地図・海図に記載する統一名称を決定し、記載を行っている。また、領海の外縁を根拠付ける離島については、上記取組に準じて実施する。
- ・低潮線の保全のため、低潮線保全区域周辺の情報を経続的に収集し、低潮線データベースを整備することにより、関係行政機関間の情報共有を実施する。

#### (特定離島港湾施設の整備・管理等)

- ・低潮線保全法に基づき、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を推進する。南鳥島においては平成 27 年度、沖ノ鳥島においては平成 28 年度の完成を目指す。
- ・南鳥島及び沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の効率的な整備、管理のため、衛星 A I S データの活用を検討する。
- ・海洋に関する各種調査研究や離島クルーズ船の寄港等、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の利活用について検討する。
- ・海洋資源の開発・利用等に伴う海洋環境への影響を評価し、資源開発の拠点となり得る遠隔離島等の利活用の推進に資するため、遠隔離島等における海流観測等を継続的に実施する。

#### ○海上保安業務の執行体制の強化

- ・改正鉱業法の施行により排他的経済水域等における鉱物探査が許可制となったことから、日本の排他的経済水域等で活動している外国海洋調査船に対する広域的な検査・取締体制を構築する。
- ・我が国周辺海域における近年の情勢の変化に鑑み、遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が臨時的に対処できる仕組みや外国船舶に対して立入検査を行わずに退去を命ずる制度など、海上保安官等の執行権限の充実強化を図ることとしている。
- ・老朽・旧式化した巡視船艇及び航空機の代替・高性能化について、これを早期に完了させる。また、緊迫した情勢が続く尖閣諸島を含む東シナ海や我が国の資源確保において重要な沖ノ鳥島を含む本州南方海域における広域的な常時監視体

制や遠方・重大事案への対応を可能にする体制の構築を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の整備を進める。

○海洋の開発・利用・保全のための管理のあり方

- ・ 利用ニーズが高まっている沿岸域において、利用調整の先行的な取組の実施により、知見の蓄積を図る。
- ・ 沿岸域の総合的な管理に向けた地域の取組に対して、国土交通行政のノウハウを活かした支援について検討する。
- ・ 海洋の開発・利用・保全の促進及び海域の利用調整に資するため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理する海洋台帳を整備する。
- ・ 産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求めるなど、海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進する。
- ・ 国土交通省の関係法令の管轄海域への適用に関して実際の運用の場面を想定しつつ諸課題を検討する。

## ■フロンティアへの挑戦

### ○海洋再生可能エネルギーの開発

- ・港湾における適正な管理運営と共生しつつ、洋上風力発電の導入を促進するため、標準的な導入スキームをとりまとめ平成 24 年度早期に公表するとともに、港湾計画への位置づけや現行法令の見直し等についても検討する。
- ・海事産業の振興及び浮体式洋上風力発電の普及促進を図るため、浮体式洋上風力発電の安全ガイドラインの策定、洋上風力の設置、メンテナンスに最適な作業船の開発促進、その他の海洋再生可能エネルギー生産システムに係る基盤技術の開発、安全性評価手法の開発等を行うとともに、国際標準化作業に戦略的に対応する。

### ○海事産業における世界をリードする最先端の技術開発

- ・地球温暖化・大気汚染等の環境問題へ対処するとともに、我が国海事産業の国際競争力強化を図るため、天然ガス燃料船に関する船舶（ハード）・燃料供給（ソフト）に係る安全基準の検討、国際基準・標準化等を戦略的に推進し、早期実用化・導入に向けた環境を整備する。
- ・海洋環境イニシアティブ等により開発された各要素技術が確実にマーケットに投入されるよう、新技術の実用化や、環境性能に優れた船舶の普及・促進に伴う障壁やリスクを取り除くための施策を検討する。
- ・海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進する。イノベーション推進の核となり得る人材を確保・育成するため、研究・教育機関、産業界と連携して、高等教育・社会人教育の充実を図るとともに、海事クラスター内の人事交流や重要プロジェクトへの積極的登用など、海事技術者のキャリアパスの多様化を通じて、世界的に通用するプロジェクトマネジャーの養成を図ること等により、教育→人材育成→イノベーションのスパイラルを描く産学官の構造を構築する。

### ○海洋資源開発等に向けた海事産業等の戦略的展開

- ・国際競争力の強化を図るため、「新造船政策検討会」での議論を踏まえ、新興国における船隊整備、洋上石炭貯蔵出荷基地等の新市場や海洋資源開発分野への展開に向けた海外実ビジネス参入等に官民一体で取り組む。
- ・船舶に関する技術的知見に基づき、海洋資源開発に係る要素技術及び安全性等評価技術についての研究開発を実施する。
- ・メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の新たな海洋エネルギー・鉱物資源の商業化に向けた動きを踏まえつつ、これらの開発活動に必要な港湾機能や施設配置について検討を進める。

#### ○北極海航路の利用に向けた準備

- ・北極海航路の活用に向けて、船会社や荷主と連携し、航路の実現可能性、貨物の集荷や技術的課題等について検討する。また、北極海航路におけるアジア地域のハブ港として我が国港湾に必要な機能について検討する。

#### ○海洋フロンティアにおけるニュービジネスの可能性の追求

- ・海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進するため、産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求め、ニュービジネスの可能性等も含め海洋情報の活用方法を検討する。
- ・我が国の多島海が有する魅力を周遊しながら味わうニューツーリズムの創出に向けた検討を行う。
- ・港湾における水域上の空間や既存の施設等、公共空間の高度利用による風力や太陽光に代表される再生可能エネルギービジネス等の活動空間の提供方策について検討を行う。
- ・港湾等におけるPPPを活用した施設の整備・運営についての検討を支援する。
- ・造船、海運事業者等民間事業者の海洋資源開発分野への展開に向けた海外実ビジネス参入等に官民一体で取り組むため、オフショア船舶等浮体式構造物の建造・保有等を行うために設置する特殊目的会社に対する金融支援など、海洋開発プロジェクトへの参画を支援するための方策について検討する。
- ・海洋調査産業の海外市場への展開に向け官民一体で検討を行う。

## ■経済発展・生活安定の基盤の強化

### ○離島の振興

- ・離島の振興を図るため、産業基盤及び生活基盤の整備、二地域居住やU J Iターソン等による交流人口の拡大等や定住の促進、流通コストの低減及び振興開発に寄与する人材の育成など、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき総合的な離島振興を実施する。
- ・離島で暮らす人々が日常生活を行う上で必要不可欠な離島の交通を安全かつ安定的に確保するため、離島航路の運営、航路の構造改革に資する公設民営化・船舶更新等への支援を図る。
- ・離島における住民生活の安定・安全を確保するため、離島航路における船舶の就航率の向上や大型化に対応するための離島ターミナルの整備を推進する。
- ・瀬戸内海沿岸の107市町村等で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の会員による海の路を介した災害時応援協定の締結に見られるように、平素から離島等における各主体間の交流や観光振興を積極的に図ることで、既に構築された海の路のネットワークを活かして広域的な災害対応力の強化を図ることが期待できる。このため、離島等における定期航路に就航する船舶の予備船を活用した新たな観光ルートの開拓を図り、災害時において同ルートが緊急物資・人員輸送や被災者の緊急搬送ルートとしても活用される仕組みの構築を検討する。

### ○海上輸送の確保

#### (効率的な海上輸送の確保)

- ・平成22年8月に国際コンテナ戦略港湾として選定された阪神港及び京浜港において、国際基幹航路の日本への就航を維持・拡大するため、アジア主要港に比肩しうる仕様を有するコンテナターミナルの整備、港湾運営の民営化等の取組を引き続き国家戦略として集中的に実施する。
- ・平成23年5月に選定された国際バルク戦略港湾において、パナマ運河の拡張や一括大量輸送に対応し登場する最大級の輸送船舶の満載での入港等に対応するため、輸入の効率化に向けた企業連携の促進、港湾機能の拠点的確保、港湾の効率的な運営体制の確立等に官民連携して取り組む。
- ・国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾の整備に合わせて、海上交通量の増大や船舶の大型化が見込まれることから、これらに対応した開発保全航路の抜本的な見直しを行う。
- ・平成23年11月に選定された日本海側拠点港において、中国、韓国、ロシア等の対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークを構築するため、地元関係者を中心とした官民が一体となって、当該港の利用振興に向けた取組を行う。

- ・海上輸送・大陸間横断鉄道等を活用した日本、中央アジア、欧州中央部等との間の国際複合一貫輸送の活用に向けて、日本海側港湾の利活用や機能強化等について検討する。

#### (安定的な海上輸送の確保)

- ・日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立を図るため、トン数標準税制の拡充や準日本船舶が日本船舶に国籍を変更するために必要となる手続きの特例を設けるなどの施策を実施するなど、国際海運の環境変化に対応しつつ、外航海運の安定輸送に確立に向けた取組を推進する。
- ・安定的に海上輸送を確保し、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを推進するため、海運の低炭素化や老朽船の代替建造への支援等を活用し、フェリー・内航海運の競争力向上や体質強化を図る。
- ・高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、内航海運事業者自らが計画的に新人船員を確保・育成する取組を支援する。
- ・魅力ある船員の労働環境の整備を促進するため、船員の労働条件の改善を進める。
- ・「アジア人船員国際共同養成プロジェクト」や「開発途上国船員教育者受け入れ事業」等、諸外国における船員の資質向上に寄与する取組を推進する。

#### (安全な海上輸送の確保)

- ・海難事故原因の分析の精度向上及び事故再発防止策立案に資するための海難事故等再現・解析技術の高度化に関する研究、事故原因分析とヒューマンファクター分析に基づく合理的な安全と運航規制体系の構築に関する研究等を実施する。
- ・マ・シ海峡における安全性の確保及び国際貢献を図るため、航行援助施設の維持管理について、我が国より専門家を派遣し、沿岸国の現場担当者の維持管理技術に関する人材育成を実施する。
- ・ソマリア周辺海域の海賊対策のため、アデン湾に派遣されている海上自衛隊の護衛艦に、海賊行為があった場合の逮捕、捜査等の司法警察活動を行なうための海上保安官の同乗を継続する。また、海賊発生海域がアラビア海・インド洋東側海域まで拡大しているため、インド等のインド洋沿岸国と連携を強化し対応する。
- ・海賊対処活動による護衛活動を実施するため、船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施するほか、関係各国と連携をとり、海上を航行する船舶の安全を確保する。
- ・海上における安全確保に寄与すべく、海上保安機関間の二国間、多国間の連携・協力を推進するとともに、ODAを利用した東南アジア諸国への専門家の派遣や東南アジア諸国及びソマリア周辺国に対する研修実施等を通じて、海上保安機関の設立支援や能力向上支援を継続する。また、IMO、ReCAAPをはじめと

する関係国際機関や国際協力の枠組に積極的に参画し、海洋先進国として主導的な役割を担っていく。

#### ○海洋由来の自然災害への対応

(地震、津波対策)

- ・将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、比較的頻度の高い津波に対しては、海岸保全施設の整備による対応を基本とし、人命、資産、国土（海岸線）等を確実に守ることを目指す。また、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発・整備を実施する。
- ・最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進し、人命への被害を極力生じさせないことを目指す。
- ・港湾機能の早期復旧を可能とするため、港湾BCPの策定を進めるとともに、港湾における津波被害の軽減を図るため、設計対象の津波高を超えた場合でも、防波堤等の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、技術基準の見直しを行う。
- ・災害時における地域の産業活動や物流機能の維持・確保に向け、臨海部工業地帯において護岸等の耐震性向上等の防災対策を進めるための支援制度等について検討する。

(災害に対応した調査・観測体制の強化)

- ・沿岸域における高潮・高波等による災害の軽減及び海上輸送の安全確保のために、潮位・波浪等の観測を行うとともに、高潮・高波に関する情報の高度化を進める。
- ・関係機関から一元的に潮位観測データを収集し、常時監視することにより、津波や高潮に関する情報を適時・的確に提供する。
- ・沿岸域における水路測量を実施し、自治体が作成する津波ハザードマップのために必要となる津波シミュレーションに資する水深データを整備する。
- ・津波による被害の軽減を図るため、海底津波計（ブイ式）の整備を進めるほか、関係機関と連携した沖合津波観測の強化とデータ利用等関連技術の開発を図るとともに、それらの観測値から沿岸の津波高さを推定する手法の開発を進め、津波警報への活用を図る。
- ・沖合での波浪観測に加え、津波観測にも活用可能なGPS波浪計について、港湾整備の状況等を踏まえ新たな設置について検討を進める。また、既存のGPS波浪計について、情報提供用システムの強化を行う。
- ・海溝型地震の発生が予想される海域において海底地殻変動観測等を実施し、取得したデータを、地震長期評価を実施する地震調査研究推進本部等に引き続き提供



する。

- ・南方諸島及び南西諸島の海域火山活動監視観測及び調査を実施し、噴火活動特有の海水の変色や温度異常等の監視を行うとともに、海域火山基礎情報図を整備し、公表する。

#### (地球温暖化対策)

- ・地球温暖化に伴う気候変動に関する海岸等への影響を把握するため、雨量、水位等のこれまで観測したデータを生かしたモニタリングを実施するとともに、海岸堤防等の長寿命化に向けた予防保全的な管理を検討する。
- ・地球温暖化への適応を図るため、平成 23 年 6 月に「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」を策定。これを踏まえつつ三大湾のゼロメートル地帯等において、地球温暖化に伴う海面上昇を踏まえた高潮対策等を検討する。
- ・地球温暖化による海面水位の長期変動を監視するとともに、そのメカニズムと寄与を明らかにするため、日本沿岸での海面水位の観測を継続し、解析を進めるとともに、温暖化進行時における水位上昇の研究を進める。
- ・地球温暖化をはじめとする気候変動の実態把握と気候解明のために、海洋気象観測船による観測を継続するとともに、中層フロート等他の観測結果と併せた総合的な解析を行い、その結果を公表し、地球温暖化の予測精度向上や対策の策定に貢献する。

### ○海洋環境の保全

#### (海域の環境保全)

- ・「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、干潟や藻場の再生、生物共生護岸の整備等の個別事業の取組の両面から推進する。また、海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究を推進する。
- ・海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等の結果を含む、国及び地方公共団体が実施した環境データを収集・蓄積・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。
- ・関係機関と連携し、海洋環境に配慮した沿岸域の利用・管理の基礎データとなる海底地形、海象、海上気象などの海洋情報の収集と海洋環境のモニタリングの充実を図る。
- ・海上における油等大量流出に備え、油防除資機材の整備や関係機関の連携強化等を推進する。
- ・海洋環境整備船により海域におけるゴミや油の回収を行うとともに、大規模油流

出事故等に備え我が国に3隻体制で配備されている大型浚渫兼油回収船により海洋の汚染の防除に努める。

- ・プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。

#### (船舶に係る環境汚染対策)

- ・我が国に入出港する外航船舶等に対する保障契約の義務付け及び加入状況の確認や外国船主の放置座礁船からの油防除を行った地方公共団体への財政支援など、油濁損害等への的確な対応を図る。
- ・国際海運からのCO<sub>2</sub>排出削減と、我が国海事産業の国際競争力の向上を図るため、IMOにおける議論を引き続き積極的に主導していく。
- ・IMOにおける船舶からの排気ガス(NO<sub>x</sub>等)規制の強化に対応するため、船用エンジンの技術開発・実用化を推進する。
- ・船舶からの油の流出防止、大気汚染の防止等を推進するため、IMOにおける大気における大気汚染防止の規制強化に関するガイドライン等の策定作業に積極的に参画するとともに、日本周辺海域について、大気汚染物質放出規制海域(ECA)として指定することの要否について引き続き検討を行う。
- ・IMOにおけるバラスト水管理条約の実施に必要な規定等の策定に積極的に参画するとともに、我が国で開発されたバラスト水処理装置のIMOにおける承認手続きを行う。
- ・船舶の運航管理業務、船員法等に基づく監査業務等を一元的に実施するとともに、運輸安全マネジメント評価を実施する。また、重大事故が発生した場合、迅速かつ機動的な監査を行い、原因究明の調査、再発防止対策等を行う。
- ・SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適切に果たし、海上の人命の安全及び海洋環境の保護を図るため、人的資源等の拡充により船舶検査・PSCを適切かつ確実に実施する。
- ・船舶解体(シップリサイクル)については、2009年5月にIMOで採択された「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」の早期発効に向け、国内外における環境整備を推進する。

#### (港湾における環境対策)

- ・港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用、緑地や藻場・干潟の保全・造成等による二酸化炭素の吸収減拡大等の取組を行う「ゼロエミッションポート」施策を推進する。

- ・港湾における温室効果ガス排出削減対策等を推進するため、複合一貫輸送ターミナルの整備等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進する。
- ・循環型社会の構築を図るため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として指定し、海上静脈物流ネットワークを形成することにより、海上輸送の利用による環境負荷の低減やリサイクル施設の立地促進による臨海部産業の活性化に向けた取組を進める。

## ○海洋観光の振興

（沿岸域、離島等における観光振興）

- ・沿岸域は、陸地、島、海が織りなす広大な空間と優れた景観を有していることから、沿岸域ならではの観光資源の更なる活用、地域の幅広い関係者が連携した滞在型観光地域づくり、積極的なプロモーション等の取組を推進する。
- ・半島地域においては、優れた自然景観と多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。
- ・離島地域においては、交流人口拡大による自立的発展を促進する観点から、離島の地理的・自然的特性を活かしつつ、産業振興、教育・文化の振興や観光開発につながる離島での体験滞在などを通じて、国内外との広汎な交流を促進する。

（クルーズの振興等）

- ・外国クルーズ船の日本寄港促進を図るため、船舶の大型化や寄港増に対応した入国審査手続の迅速化や港湾機能の強化などソフト・ハードの取り組みを推進する。
- ・外航クルーズの普及・振興を図るため、関係者と協力・連携して、外航クルーズ旅行商品の各種プロモーション等を推進する。
- ・フェリー、離島航路等による船旅の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅行商品の開発・販売等を促進する。
- ・瀬戸内海沿岸の107市町村等で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の会員による海の路を介した災害時応援協定の締結に見られるように、平素から離島等における各主体間の交流や観光振興を積極的に図ることで、既に構築された海の路のネットワークを活かして広域的な災害対応力の強化を図ることが期待できる。このため、離島等における定期航路に就航する船舶の予備船を活用した新たな観光ルートの開拓を図り、災害時において同ルートが緊急物資・人員輸送や被災者の緊急搬送ルートとしても活用される仕組みの構築を検討する。
- ・瀬戸内海等におけるプレジャーボートの寄港を容易にするため、ユーザーにビジ

ターバースの配備施設等の情報を一元的に提供する Web サイトを構築するとともに、ニーズの高い寄港地でのビジターバースの整備などにより、マリーナネットワークの形成を図る。

(マリンレジャーや海辺の賑わいづくりの促進)

- ・陸上と海上のどちらからでもアプローチ可能なマリンレジャー拠点である「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興や、地域の活性化を進める。
- ・人々の賑わいや交流を創出するみなとの施設「みなとオアシス」における、住民参加による地域活性化の取組を推進するとともに、災害発生時における防災拠点としての有効活用を図る。
- ・防波堤の釣り利用等の多様なニーズを踏まえ、安全性の確保に努めた上で、港湾施設の有効利用の観点からの取組を進める。

## ■海洋に関する国民の理解の増進と人材の育成

### (国民の理解の増進)

- ・海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」において、関係機関と連携し多様な取組を実施する。
- ・「海の月間」における「海フェスタ」の開催をはじめ、独立行政法人航海訓練所の練習船等の一般公開や、「海の仕事.com」についての積極的なPRなどを通じ、海や海事産業に対する理解と関心を高める取組を継続的に推進する。
- ・海洋分野における普及啓発、学術、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体に対する「海洋立国推進功労者表彰」を継続的に実施する。
- ・みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどによる自然体験・環境教育を推進する。
- ・海洋に関する様々な観測結果や今後の変動予測結果などを分かりやすく解説してとりまとめた「海洋の健康診断表」を通じて、海洋関係機関や国民に対して広く知見・知識の共有を図る。
- ・海洋情報の提供や海に関する質問・相談等の窓口として常設する「海の相談室」を通じ、海洋に関する国民の理解の更なる増進を図る。
- ・マリンレジャーにおける安全対策や利用調整ルールに関する周知・啓発活動を推進する。

### (人材の育成)

- ・海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進する。イノベーション推進の核となり得る人材を確保・育成するため、研究・教育機関、産業界と連携して、高等教育・社会人教育の充実を図るとともに、海事クラスター内の人事交流や重要プロジェクトへの積極的登用など、海事技術者のキャリアパスの多様化を通じて、世界的に通用するプロジェクトマネジャーの養成を図ること等により、教育→人材育成→イノベーションのスパイラルを描く産学官の構造を構築する。